

大和市告示第57号

大和市総合健康診断助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市総合健康診断助成要綱の一部を改正する要綱

大和市総合健康診断助成要綱（平成21年大和市告示第65号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「当該人間ドックに係る」を削る。

第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条第1項中「毎月20日までに前月分の利用券、総合健康診断成績、診断成績総括及び診断成績明細書により、」を「請求書に前月分の利用券を添えて、毎月20日までに」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（結果報告）

第9条 前条の規定により特定健診の受診結果とみなされた場合、検査機関は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項各号に掲げる特定健診の項目を網羅した報告書を提出することにより、又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準（平成25年厚生労働省告示第93号）に基づく電磁的方法により、市長に報告するものとする。

2 人間ドックの受診結果を本市の健康相談事業等へ活用することについて、申請者から同意を得た場合、検査機関は、前項に規定する報告のほか総合健康診断成績、診断成績総括及び診断成績明細書を速やかに市に提出するものとする。

別表第1基本コースの項中「血色素」の次に「・MCV・MCH・MCHC」を加え、「・ASO」を削り、「膵臓」を「膵臓・腎臓・脾臓」に改める。

別表第3中「第12条」を「第13条」に改め、同表第2号様式の項中「第9条」を「第10条」に改める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。